

幼児教育・保育の無償化 2019年10月からSTART



認可外保育施設等^{*}を
利用している方へ

※認可外保育所のほか病児保育・一時預かり
・ファミリーサポートセンター事業

幼児教育・保育の利用料（保育料） 無償化 2019年10月から START

対象
1

3歳児～5歳児
クラス
月額 3.7万円

又は

住民税非課税世帯
0歳児～2歳児
クラス
月額 4.2万円

西予市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

手続き
について

住民税非課税世帯

0歳児～2歳児
クラス

3歳児～5歳児
クラス

施設等利用給付認定申請書

必要 

施設等利用給付認定申請書に
必要事項を記入の上、
通園施設へご提出ください。

対象
2

認可外保育施設 + 一時預かり事業 + 病児保育事業
+ ファミリーサポート + センター事業

※上記サービスの併用が可能です。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、愛媛県等に届け出を行い、国が定める基準を満たす必要がありますが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。お住まいの西予市にご確認ください。

手続き
の流れ



保護者



認可外
保育施設 等

- ①利用契約
- ②利用料の支払い
- ③領収書等の発行



西予市
子育て支援課

- ④施設等利用費の請求
- ⑤施設等利用費の支払い
(月額上限3.7万円まで)

※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、西予市に申請が必要です。

※3ヶ月毎に所定の請求書に領収書等を添えて西予市に提出してください。

※無償化の対象は、保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

